

随意契約結果一覧

| 課等名 | 契約の名称 | 契約年月日 | 契約の相手方 | 契約金額（円） | 契約の相手方を選定した理由 | 摘要 |
|-----|----------------------|----------|-------------------------|-----------|--|----|
| 文書課 | 重要文化財「開拓使文書」の修理等委託業務 | 令和6年7月9日 | 一般社団法人 国宝修理装演師 連盟 | 4,408,000 | <p>重要文化財（美術工芸品のうち歴史資料）の保存修理は、施工内容が直接、文化財価値に影響を与える行為であることから、伝統的な技術に裏付けされた卓越した修理技術が必要不可欠である。</p> <p>文化庁は文化財保護法の規定による選定保存技術に、「装演修理技術（主に紙や絹を中心とする素材で構成された文化財の保存修理技術）」を選定しており、その保持団体としては、一般社団法人国宝修理装演師連盟のみが認定されている。</p> <p>このため、当該重要文化財の修理を行えるのは1者のみであることから、同団体を契約の相手方として選定する。</p> <p>随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1(2)</p> | |